○北海道開発局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日　　北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道爾志郡乙部町字鳥山二四九番地内	前	二七・〇六～四〇・三二メートル	〇・二六四キロメートル	
	後	二七・一七～四五・八九メートル	〇・二六四キロメートル	
北海道爾志郡乙部町字鳥山二四九番から同町字館浦二一三番一地先まで	前	二五・〇七～七一・二八メートル	〇・六四六キロメートル	
	後	三六・八七～七一・二八メートル	〇・六四六キロメートル	
北海道爾志郡乙部町字館浦七九番四地内	前	三三・一四～五一・〇九メートル	〇・〇九四キロメートル	
	後	三三・一四～五七・六三メートル	〇・〇九四キロメートル	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

二　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十四号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道阿寒郡鶴居村字幌呂五九四番三から同村字幌呂一八番四〇まで	前	五六・五〇～七二・〇〇メートル	〇・三〇五キロメートル	
	後	五九・〇〇～七八・五〇メートル	〇・三〇五キロメートル	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

三　一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百七十八号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	前	B A 二五・〇〇～三六・八八メートル	四四・五〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 二五・〇〇～三六・八八メートル	四四・五〇メートル	
		C B A 二一・六五～二一・〇八メートル	六・二二二キロメートル	

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十三日　　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十八号及び二百八十二号	北海道松前郡福島町字月崎三〇六番八から同町字福島九番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百七十五号	深川市鷹泊四八〇三番一から北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内四六七六番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月十三日

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　仙谷　由人
外務大臣前原誠司帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○外務大臣臨時代理
　同　仙谷　由人
外務大臣前原誠司海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事）判事　足立　哲
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・小田原簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小林　正
兼官を免ずる（以上十二月八日）

最高裁判所

　東京高等裁判所判事　足立　哲
静岡地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する
　簡易裁判所判事　足立　哲
静岡簡易裁判所判事に補する
　静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・静岡簡易裁判所判事　三木　勇次
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所小田原支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所小田原支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所小田原支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所小田原支部長を命ずる
小田原簡易裁判所判事に補する
小田原簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事　小林　正
札幌高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　伊藤　拓也
最高裁判所事務総局人事局付を命ずる
　同　奥　俊彦
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
　同　郡司　英明
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる（以上十二月八日）

○定年退官
判事　永進は十二月七日限り定年退官

神奈川県

○監査委員選任
十二月一日次の者が選任された。
　監査委員　長峯　徳積

神戸市

○監査委員選任
芦田賀津美委員は、十二月五日辞職し、同月六日次の者が選任された。
　監査委員　松本　修

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年12月13日　　関東地方整備局長　菊川　滋

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	小山市大字羽川字西側423番1から下野市川中子字東原3329番4までの上り線
一般国道	4号	小山市大字羽川字下田67番1から同市大字羽川字下田68番1までの下り線